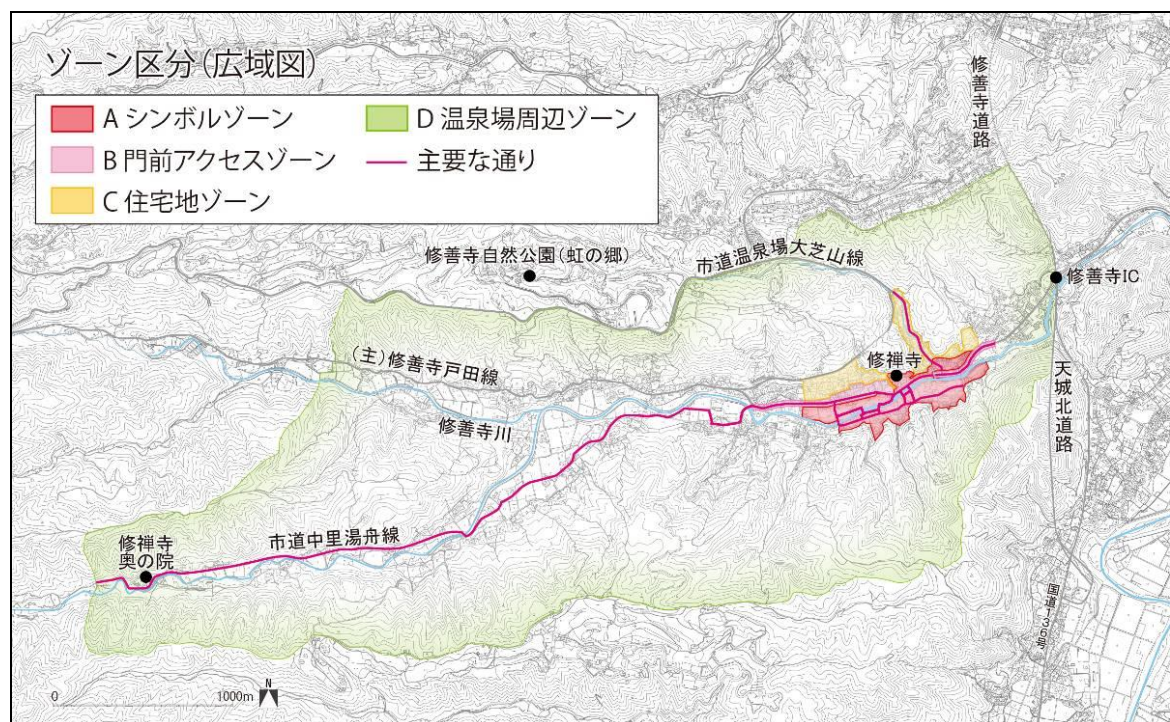


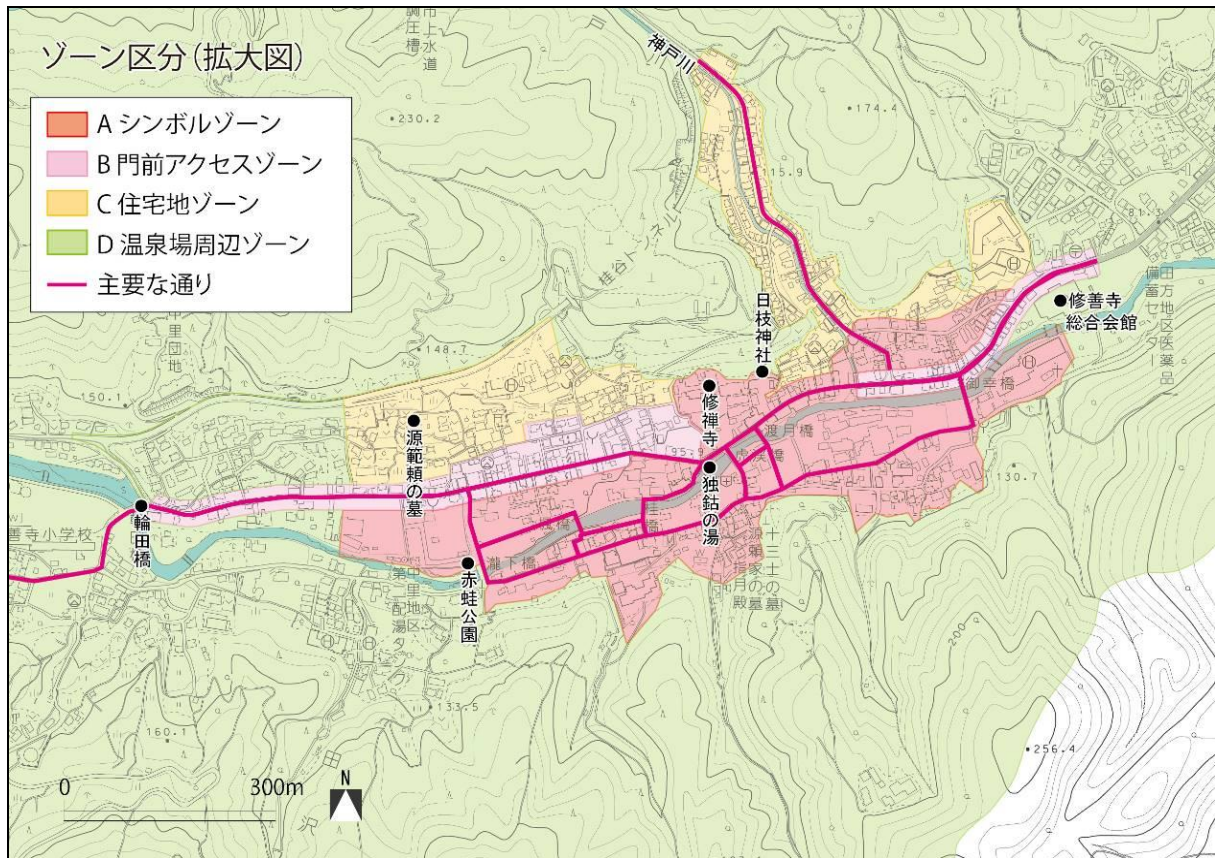
## (2) 届出の対象区域

独鈷の湯及び修禅寺の周辺の街並みを中心に、修善寺 IC から修禅寺奥の院までの下記範囲とします。

対象区域について、景観上の特性を鑑みて4つのゾーンに区分し、区域ごとに届出対象行為と景観形成基準を定めます。

	区域名	区域の説明
修善寺・桂谷地区	<b>A シンボルゾーン</b>	・ 商業地域の用途地域界、修禅寺、日枝神社、新井旅館の敷地界に囲まれた地域（ただし、門前アクセスゾーンを除く）。
	<b>B 門前アクセスゾーン</b>	・ （主）修善寺戸田線（総合会館～バス停の区間、河原湯～輪田橋の区間）の道路端から15m（概ね1宅地分の奥行き）の区域。 ・ （主）修善寺戸田線と商業地域の用途地域界に囲まれた区域（子規の径界隈）。
	<b>C 住宅地ゾーン</b>	・ 二種住居地域に指定されている区域（ただし、シンボルゾーン、門前アクセスゾーン、中里区、半経寺区を除く）。
	<b>D 温泉場周辺ゾーン</b>	・ 上記3ゾーンを除く区域。





※地区の境界などの詳細については、市の窓口でご確認ください。

なお、ゾーン区分図、景観形成基準の中の「主要な通り」とは、ゾーンごとに以下の道路を指します。

<ゾーンごとの主要な通り>

ゾーン	道路
A シンボルゾーン	漱石通り、本町通り、桂遊通り、かじか通り、竹林の小径、小坂通り、(主) 修善寺戸田線、市道温泉場大芝山線
B 門前アクセスゾーン	(主) 修善寺戸田線
C 住宅地ゾーン	市道温泉場大芝山線
D 温泉場周辺ゾーン	市道中里湯舟線